

批評・紹介

秦漢隋唐史の研究 上・下二巻

濱口重國著

昭和四十一年九月・十一月 東京大學出版會

A5判 一〇〇八頁 索引八八頁

本書は、昭和四十一年三月に山梨大學を定年退官された著者が、昭和四年に東京帝國大學を卒業してから昭和十七・八年頃までに發表された論文（三十三篇）の大部分（三十篇）と、敗戦後發表されたもの（十八篇）の内、前の論題と繼續的關係にある三篇とを收録した論文集である。各篇で取扱われている時代にちなんて秦漢隋唐史の研究と名付けられ、その排列は主題別に三つの部門に大別されている。すなわち、「府兵制度より新兵制へ」をはじめとする漢から唐にかけての兵制ないし兵役制度を解明した十一篇の論文が「第一部」であり、兵役同様主として身體をもって奉仕する徭役勞働、および刑徒の懲役を中心とする刑罰制度をとり扱った十一篇の論文が「第二部」に收められ以上が上巻を構成するのである。そして下巻には、隋の君權強化、漢の地方官の任用方式といった君權のあり方を對象としたものに、唐の地稅と漢代の傳舍をテーマとしたものを含めた十一篇の論文が「第三部」として收められ、すでに雜誌に掲載された講演要旨や書評、恩師の思い出などの短文七篇が「附録」されているが、このうち「唐の徭徭の義務日數について」のみ

が今回新たに書き下されたものである。本書とはほぼ同時に刊行され、すでに本誌に紹介、批評された（第二五巻）著者の『唐王朝の賤人制度』は、戦後の業績をほぼ集大成したものであるが、そこに收録されなかった著者の既發表の全論文が本書二冊に網羅されたことになるわけである。

本書に收められた諸論文は、いずれも史料の博搜と考證の手堅さ、それに加えて鋭い問題意識によつて、戦前から現在にいたるまで、多くの研究者に裨益をあたえつづけ、研究の方向を大きく決定してきた。秀作ぞろいであり、不朽の業績であることは、何人も異論はあるまい。筆者自身は、中國史を専攻して以來、著者の隋唐時代を對象とされた諸論文、なかんづく本書の第三部として分類されている諸研究から、はかり知れぬ恩恵をうけつづけてきた。それらの論文を掲載している「史學雜誌」のバックナンバーなどを古書店で漁つては座右に備えてきたのであつて、本書の刊行に際會して、心からの喜びを感じている次第である。

これまでの六朝隋唐時代を對象とする諸研究を、學說史として整理しようと試みる時、著者濱口氏の業績は無視しようにも無視しえない。とくに、この時代を中國における中世と理解しようとする筆者らの有志の者にとってはそうなのであり、その觀點から、濱口氏の全業績を吟味再検討することが、ここ數年來のわれわれの懸案であつたが、あまりにも各種の雜誌、紀要に散在していたがために、つい億劫になり、延びのびになつて今日に至つてきたのであつた。だから、本書の出現により、『唐王朝の賤人制度』の刊行と相まつて、絶好の機會にめぐまれたことになるのである。

本書は、主題別に三部に分類されており、その構成の意圖に忠實

にそつて、配列順に読み進むのが、順當なのであらう。しかし筆者は、かつて味讀した論文をも含めて、全論文を發表年代順に讀み通す方針をとつた。それは、著者の研究を學說史的に整理することを一つの目標にしたからであり、それを容易ならしめたのは、本書の末尾に丁寧な發表順の論文目錄が添えられていることであつた。

ところで、本書のような、一つのテーマのみを掲げたのではなく、生涯にわたる各種の領域を對象とした論文集の紹介・批評というのは、はなはだ厄介なものである。それは、あたかも文學者や哲學者の個人全集を批評するようなものである。全集所収の作品を十分に理解するには、單に作品の文字づらだけを追うだけではなく、少なくとも作者自身が生きた時代の流れ、個人の生活環境や經歷の變化にも目を注ぐことが要求されるであらう。學問研究者の場合も同様であつて、その上にそれぞれの時期の學界の動向が影響をあたえることが多いものである。そうすると、筆者には今のところ、本書を正しく批評するだけの十分な準備をとのえていないことを告白せざるをえないのであるが、いまは一應、本書のあらましを紹介することで責をふさぎたい。

著者が最初に發表したのは、卒業論文を骨子としたところの「府兵制度より新兵制へ」（昭和五年。本書第一部第一の論文。——以下、II-1のごとく略す——）であつた。これは、唐の府兵制度の組織内容を見事に復元し、ならびにそれが如何なる経路をへて崩壞し新兵制に移行していったかを丹念に周到に述べられたものである。

唐中期における府兵制の崩壞と、その後の節度使を中心とする藩鎮の出現は、兵農一致の徴兵制からの切換えとして、どの概説書にも特筆大書されている史實であるが、これは唐の府兵制の實

態と崩壞過程を知ろうとする者にとつて、いまでも最も據るべき論文としての地位を保ちつづけているのである。とくに府兵の徵發・動員・訓練などをつかさどる折衝府の分布状態を調査し、折衝府は全國均等に配置されたのではなく、總數およそ六三〇府のうち、長安・洛陽兩城を中心とするごく狭い地域に四〇〇府ちかくを占めて中央を固め、この二都を東北より西北にかけて半月形にとりかこむ邊境近くの諸州におよそ二〇〇府をおいたことを明確に指摘するとともに、府兵たるべき義務ある者の範圍は折衝府の設置されている州民に限るという制限のあつたことをも論證されたのであつた。また府兵制度崩壞の原因を、制度上に内在する因子と外的因子とに分つて考究する一方、團結兵の出現・長征健兒の出現・驍騎の出現を史料的に整理し、新兵制の樹立にいたる經過を跡づけたものである。藤田豊八・池内宏兩氏の考證的學風の正統をうけついで堅實な論文を手を學界にデビューされたのであつた。

氏は、「このことは誰でもそう成るのであらうが、最初唐の兵制に取り組んだ結果、段々諸前朝の兵役制度の研究に手を延ばして行つた一方では、兵役は國民の重大な負擔であるから、自然その餘の公課、中でも兵役同様主として體をもつて奉仕する徭役勞働をも併せ考へるようになり、更に徭役のことを調べていると官勞働一般という點から刑徒の懲役としての勞働が問題となってくるから刑罰制度をも見るといった具合に、次から次に問題が派生して應接に達ない状況になつて了つた」（本書のはしがき）と回顧しておられるが、これは、昭和六年に發表された第二作「踐更と過更——如淳説の批判」（II-1）から、「唐の地稅に就いて」（七年。III-8）、「唐の陵・墓戸の良賤に就いて」（七年。賤人制度所收）・「踐更と過

更—如淳説の批判—補遺」（七年。Ⅱ2）・「唐に於ける兩税法以前の徭役勞働」（八年。Ⅱ5）・「唐の玄宗朝に於ける江淮上供米と地稅との關係」（九年。Ⅲ9）・「秦漢時代の徭役勞働に關する一問題」（九年。Ⅱ3）・「正光四五年の交に於ける後魏の兵制に就いて」（十年。Ⅱ2）・「漢の徵兵適齡に就いて」（十年。Ⅱ4）・「漢代の傳舍—特に其の設置地點に就いて」（十年。Ⅲ10）・「唐に於ける雜徭の開始年令」（十年。Ⅱ6）・「漢代に於ける強制勞働刑その他」（十一年。Ⅱ9）・「東魏の兵制」（十一年。Ⅱ3）・「漢代の將作大匠と其の役徒」（十一年。Ⅱ8）をへて、十二年の「漢代の笞刑に就いて」（Ⅱ10）にいたる矢つぎばやの一連の論文の執筆過程を十分に説明していると言えよう。この期間はまだ、氏自身の手記にもとづく「學歷」（山梨大學學藝學部研究報告第一六號）に、「昭和五年四月 父を喪い自立の要を感ず、池内先生の御斡旋で仙台的東北學院へ赴任、茲に七年いて東北大學の岡崎文夫博士の學風に接し曾我部靜雄博士に兄事し得た」とある七年間であり、その後半期は、「昭和九年四月 市村瓊次郎博士の推舉により學士院から研究費（一八〇〇圓）を受け、三年間唐宋時代の職役・力役・兵役の研究に従う、學業や進む」とあるように、自信満々に制度史の研究に従事しておられたことが察せられるのである。まず、この時期の研究の論旨を辿つてみよう。

「賤吏と過更」では、漢代の文獻にしばしば見える賤吏ならびに過吏という特殊の用語の意味をさぐり、當時一般に信奉されていた如淳の説の誤を訂正し、漢代の更卒とは兵籍にあらざる一般民丁が毎歲一ヶ月づつ、交代で力役に従事する者のものであるが、更卒が當番に服することを賤吏といい、更卒の當番者が三百錢出して免番

することを過吏というのが正しい解釋であることを論證するとともに、その「補遺」では、おそくとも後漢の順帝頃には、更卒の役には概ね更賦—實役代價金—を徴して實役を強制しなくなったこと、漢代の更卒の役は唐代の雜徭—地方的徭役—に比すべきものであることを指摘されたのである。また「秦漢時代の徭役勞働に關する一問題」では、秦漢時代に更卒の義務の外には、唐の役に該當する勞働奉仕の中央的なものはなかったことを論じられた。

「唐の地稅について」では、唐の地稅が、もともと義倉米の賦課にはかならないことを論證するとともに、義倉は安史の亂後には大いに衰微し、德宗の頃には殆んど廢絶の運命に瀕してしまい、かくて元和の初年には、地稅は義倉となら縁なき一稅目と化し去つたことを明らかにされた。「唐の玄宗朝に於ける江淮上供米と地稅との關係」は、玄宗の開元天寶の頃、江淮地方より中央に送られた多額の上供米の財源を探究し、同地方の地稅にその多くを仰いでいた事實を考證表明したという點ではなほだ重視されるべき論文であるが、そのみに止まらず、論述の過程において、開元二十一年頃までの漕運方法に改革を加えた裴耀卿の漕運法を詳述する一方、唐前期の財政狀態の變遷をも概観している。

「唐に於ける兩税法以前の徭役勞働」は、中國の役法一般が、唐の後半期から北宋の中葉にいたる間に、差役より雇役への重大な變化をなしとげたが、この興味ある推移過程を闡明するには、まず兩税法以前の唐における役法のあらゆる部門を攷究する必要があるとして、役と雜徭、それに門子・烽子・牧子などの雜役から防閑・執衣といった勞役について、義務や勞働形態を明らかにするとともに、唐初に設定された役・雜徭・門夫・防閑等の徭役勞働が、年と

ともに差役の本義を失い、既に開元天寶の交に至っては著しく雇傭への兆候を見せてきたことを結論されたのであった。この論文を読み返してみると、たとえば雜徭の義務年限に關して、授田と賦役とが密接不可分離の關係に立つという見解を不動の大前提としてあまりにも強引に議論をすすめている點が目立つが、賢明なる著者は、間もなくそれに氣づかれ、やがて「唐に於ける雜徭の開始年齢」の一文を發表して是正されたのであった。近年、唐律令上の課役の課なる文字が何を意味するかについて論争が展開されたが、課役の課は租と調との二者を指すこと、役には雜徭を含まないことをはじめ明確に指摘し、また課口と不課口の語義を確定されたのは、この「唐に於ける兩稅法以前の徭役勞働」の注においてなのであった。

「正光四五年の交に於ける後魏の兵制に就いて」とは、一見奇妙な題目であるが、かの有名な北魏六鎮の大反亂が勃發した正光五年三月の直前における後魏の近衛軍・四中府軍および北邊の諸鎮の組織の置廢について詳細綿密に考察された論文である。それはまた、府兵制度が後魏より東西魏にかけた北中國の大混亂を契機として編み出されたことに鑑み、六鎮の反亂の歴史的意義をはっきりと見定められたことを示すのである。「東魏の兵制」はその續篇であつて、北鎮の反亂から東魏にわたる兵制全般を述べている。孝文帝による洛陽遷都によつて北邊の軍鎮の重要性が激減したこともあつて、もともと鮮卑人・漢人の良家豪宗の人々が移鎮永屯して鎮民の根幹をなしていたのに、時の政府からは捨てて顧みられず社會からは輕蔑されるなど、甚だみじめな状態に陥つてきて、北鎮に不平不満が鬱積されていたことが、六鎮の反亂の火の手があがるや、たちまち、北鎮・北邊州は言うに及ばず、魏の過半域を收拾すべから

ざる混亂状態に陥し入れた次第を論じるとともに、高歡が崛起してより東魏一代を通じ、常に高氏の親軍となつて創業守成の大功を全うせしめたものが、この北鎮・北邊州の遺民、なにかんづく鮮卑部民にほかならなかつたことを明らかにされたのであった。なお、漢代における強制勞働刑や役徒・笞刑についての論考は、いずれも官勞働の一部としての觀點から考察されているが、論點が細かいこともあり、省略しておこう。

昭和五年から十二年にかけて發表された以上の十六篇の論文は、ほぼ全部が仙台で執筆されたと考えられるが、いずれも實證を根本においたもので、そこには岡崎文夫氏の學風の影響はまったく見られない。ここまでを氏の研究の第一期とすると、第二期は、昭和十二年に東方文化學院東京研究所へ轉じられてから、十八年に東京大學を退官され、研究を一時中斷されるまでの期間であり、論文としては、「高齊出自考——高歡の制覇と河北の豪族高乾兄弟の活躍」(十三年。Ⅲ1)・「西魏に於ける虜姓再行の事情」(十三年。Ⅲ2)・「漢代の欽趾刑と曹魏の刑名」(十三年。Ⅱ11)・「西魏の二十四軍と饒同府」(十三年。Ⅰ4)・「唐に於ける雜徭の義務年限」(十三年。Ⅱ7)・「前漢の南北軍に就いて」(十四年。Ⅰ5)・「兩漢の中央諸軍に就いて」(十四年。Ⅰ6)・「晉書武帝紀に見えたる部曲將・部曲督と質任」(十五年。賤人制度所收)・「後漢末・曹操時代に於ける兵民の分離に就いて」(十五年。Ⅰ8)・「南北朝時代の兵士の身分と部曲の意味の變化に就いて」(十六年。賤人制度所收)・「兩晉南朝に於ける兵戶と其の身分」(十六年。Ⅰ9)・「所謂、隋の郷官廢止に就いて」(十六年。Ⅲ4)・「隋の天下統一統と君權の強化」(十七年。Ⅲ3)・「漢代に於ける

地方官の任用と本籍地との關係」（十七年。Ⅲ5）・「魏晉南北朝隋唐史概説」（十七年。Ⅲ7）・「漢碑に見えたる守令・守長・守丞・守尉等の官に就いて」（十八年。Ⅲ6）・「光武帝の軍備縮小と其の影響」（十八年。Ⅰ7）の十六篇がその時期の業績である。論文題目と本書での配列順を一見すれば、第一期からの繼續的研究として第一・二部に所屬する論文とは別に、第三部に收録されている一群の新しい色彩の特徵的な論文が現われていることに容易に氣づくであらう。

この時期の研究生活を振返って、氏が本書のはしがきに、「（岡崎）先生は内藤湖南博士門下の逸材であり、中國の歴史を常に君主と士族の在り方、言葉を変えれば政治の風という、今にして悟ることであるが、舊中國が最も中國的であるものを中心として史論を展開していられたのであるから、七年もの長い間先生に師事していてその學風の影響を受けない筈はないのである。然し、妙なもので在仙中はその點を意識したことは全く無く、却って昭和十二年東京生活に舞い戻るに及んで、先生の感化の大なるを今さらのように驚いた次第である。本書に収めてある高齊自身考、隋の君權強化、漢の地方官の任用方式などはみなそれであって、論題が何であらうと舊中國の君權の在り方を今後の研究の主目的となすべきことを自覺するに至り、中國史の研究にいくらか目を開き得たと回顧するのである」と書いておられるのが、この間の事情をよく説明していると考えられる。つきにこの時期の研究を一應ざつと紹介しておこう。

「高齊出自考」では、東魏の實權者にして北齊朝の祖たる高歡は、渤海郡の豪族高氏の出ということになっているが、實は全然血族關係のない河州の出で、おそらく鮮卑人であつたらうことを論證

しつつ、渤海の高氏を詐稱するに至つた由來を闡明する目的で、當時の政局の推移を、相當くわしく述べられたのであつた。また「西魏に於ける虜姓再行の事情」では、西魏の事實上の主權者宇文泰が最も信頼を置き重用したのは、六鎮の一たる武川鎮出身の蕃漢ならびにそれ以外の北族系臣僚であつたこと、宇文泰をはじめかれの直系の臣僚に北族風が濃厚で昔ながらの虜姓のままである人が少なくなかつたという點に、虜姓再行の根本的な原因が存在することを論じられた。なお「西魏の二十四軍と儀同府」は隋唐に行なわれた府兵制度の起源の研究という意味をもつ、西魏の兵制を論じた長篇の力作で、西魏二十四軍の常備兵力設置の時期は大統十六年の東征直前にあることを斷定したり、府兵については、兵民一致が宇文泰時代の制度で、のち兵民分離に變化してきたにすぎないことを明らかにされたのである。

「前漢の南北軍に就いて」と「兩漢の中央諸軍に就いて」の二編で漢代の京師の中央諸軍の構成を略述されてから間もなく、著者は兵戸制度とも名付くべき特殊な制度の實施されていることに氣づかれ、まず「後漢末・曹操時代に於ける兵民の分離に就いて」を、ついで「兩晉南朝に於ける兵戸と其の身分」を發表して制度の梗概を述べられた。すなわち、前漢時代の常備軍兵が一般民戸を徵兵の對象としていたに對し、後漢末三國時代の常備兵はしだいに兵戸なる特定の家々から出るようになり、ここに兵民分離の現象を生ずるに至つたことを論證されると共に、南朝においては兵戸の社會的地位が痛く下落して官奴婢に近いものになつたことを闡明されたのである。また「光武帝の軍備縮小と其の影響」は、光武帝による大膽にして徹底せる軍備縮小が、曹操による兵戸制度の創設をみちびかせ

たことに言及している。ただ兵戸制度の全容は、戦後になつて纏められた「魏晉南北朝の兵戸制度の研究」(三十二年。I 10)と「吳・蜀の兵制と兵戸制」(三十三年。I 11)の二篇にいたつて、肉付けされ、再編成させられることになる。それは又、著者の戦前における兵制研究と戦後の賤民制研究との見事な結晶であるということができよう。

「所謂、隋の郷官廢止に就いて」は、『支那官制發達史』の魏晉南北朝隋唐時代の部分を分擔執筆された(本書には「魏晉南北朝隋唐史概説」と題して收録されている)際の副産物であるらしい。しかしこれは大變な副産物であつた。隋書百官志には、開皇三年四月以後における官制の改革を記した個所に、「(開皇)十五年。罷州縣郷官」とあり、古來いくたの史家によつて、この條は隋に至つて郷黨閭里の吏職を廢止したことを言つたもので、郷黨制度上の重大變革であると考えられてきた。日知錄卷八の郷亭之職なる一篇も、そのような認識のうえで議論をたてている。これに始めて疑問を抱かれたのは宮崎市定氏であつて、「讀史劄記」(『アジア史研究第一』所收)の「漢代の郷制」の條で、これを中正の廢止と解し、いわゆる郷亭之職の郷官は隋を待たずして、漢末郷制の崩壊と共に事實上消滅したと見るべきである、と論じられたのであつた。この問題を、南北朝および隋代の地方官制一般に關する正確な知見をもとに、見事に解明されたのが濱口氏であり、郷官の廢止とは、廣く州縣の屬官の辟召を廢止したことであり、郷黨閭里の吏職とは全然關係のない州縣の官制上の大改廢であることを考證し、この變革は隋が採つた中央集權的政策とも密接な關係のあることを確かめられたのである。なぜなら從來の貴族制度において、州郡僚屬の辟召

制度こそ、貴族の恃む牙城であつたわけで、辟召を廢することは、貴族にとつては大打撃であるが、君權にとつてはそのまま強化を意味するからである。著者にとつて正に會心の作であらう。

「隋の天下一統と君權の強化」は、その成果にもとづき、隋における辟召制廢止と刺史からの兵權の剝奪とが、いかに君權の強化に貢獻したかを、漢代における地方官の任用規定と比較検討しつつ、平易に説いた講演要旨である。「漢代に於ける地方官の任用と本籍地との關係」では、その漢代における實態を史料を掲げて解説されたのであり、「漢碑に見えたる守令・守長・守丞・守尉等の官に就いて」では、漢代において郡縣とくに縣政に對する地方人の參與の度合がはなだ高かつたことを強調されている。

「魏晉南北朝隋唐史概説」と題しておさめられているのは、『支那官制發達史』に分擔執筆されたもので、魏晉及び南朝時代・北朝・隋唐時代の三章からなり、各章とも最初に「王朝興亡の跡」なる節を設けて時代の概観をするとともに、貴族と君主權との勢力の消長、官制と軍制の變遷に重點をおきつつ、土地問題や官吏登用制度にも言及した、戦前における著者の業績の總決算ともいふべきものである。非常にすぐれた官制發達史であり、この時代に關心を寄せる者にとつては、宮崎氏の『九品官人法の研究』とともに、必讀の文獻である。

以上の論文が著者の研究における第二期の所産であるとすれば、戦後における精力的な賤民制度の研究は第三期になるが、その時期の論文は、ほとんど「唐王朝の賤人制度」に收録されているので、ここでは觸れない。本書の附録に收められた新稿の「唐の雜徭の義務日數について」は、すでに「唐の太常音聲人と樂戸、特に雜徭及

び散樂との關係」(昭和三十七年。山梨大學學藝學部研究報告第十三號)で發表された見解を、主題にそつて書き改められたもので、雜徭の義務日數は、丁男・中男とも一律に五十日であつたことを考證されているのである。

本書に收録された論文を執筆年代順に紹介してきたわけであるが、著者の一事をもゆるがせにせぬ眞摯な態度、重厚な考證的學風につねに胸うたれざるをえなかつた。勿論、著者のあまりにも禁欲的な學風に不満を覺えないわけではない。しかし、本書のあとがきに、「一體、私の中國史研究の歩みは、藤田豐八先生から府兵制度をやつてみてはと勧められたことに始まり、中途にして主として岡崎文夫先生の影響で、歴史は矢張り廣い意味での政治史を中心とすべきだという至極判り切つた事柄が、やつと心の底から首肯されてきた。丁度仙台から東京に舞い戻つた頃のことであるが、或る日、碩學市村瓊次郎先生をお訪ねして自己の現在の心境を申し上げると、莞爾としてはほえまれたその時の御様子が今なお鮮明な印象として残っている。想えばそれから幾變遷、未だに當時の志を果たし得ず、一介の考證の徒でしかない己を恥ずる」と書かれている以上、筆者には言うべき言葉をもたない。ただ、その點で残念なのは、本書には一直そこそこの史學會での發表要旨まで漏れなく收められているのに、「社會經濟史學」(第十卷十二號。昭和十六年)に掲載された「社會經濟史學の發達―魏・晉・南北朝―」が何故か收録されていないことである。それは單なる研究論文ではなくて秀れた學界動向・學界展望であるが故に、論文だけからは得られない廣い視野をもつ著者の識見が巧まずに吐露されているのである。すなわち、魏晉南北朝時代の研究史における岡崎文夫氏の領導者と

しての諸研究をはつきりと位置づけると共に、一方では宇都宮清吉氏の「世說新語の時代」(『漢代社會經濟史研究』所收)を門閥士族の生活理念を把握し再現しようと試みた斬新な研究として高く評價し、他方では宮崎市定氏の「晉武帝の戸調式」(『アジア史研究第一』所收)を土地制度史研究上の畫期的な名論文であると認定するなど、この時代の社會史研究の動向を見通された一文であつて、これの收録漏れは、本當に惜しまれてならない。

なお、細かいことであるが、本書五四頁で、唐六典の牧長・牧尉の條の注に、「補長。以六品已下子、白丁雜色人。爲之。補尉。以散官八品已下子。爲之。品子八考。白丁十考。隨文武。簡試。與資也」とあるのを引用し、六品已下子を六品以下の勳官保持者の子と解されておられるが、素直に散官保持者の子と解すべきであらう。でないと唐會要卷九三、諸司諸色本錢の條に、「貞觀十二年又令。文武職事三品以上。給親事帳內。以六品七品子爲親事。以八品九品子爲帳內。歲納錢千五百。謂之品子課錢」とあるのを解釋できなくなると思ふのである。

本書には、實に詳細にして親切な八八頁にわたる「一般人名及び引用列傳人名索引」・「金石史料索引」・「事項索引」・「地名索引」が附せられており、檢索に多大の便を提供している。本書の刊行に盡力された關係者各位に深く敬意を表するとともに、後學の一人として著者の諸業績を建設的に攝取すべき責務を改めて痛感する次第である。

(磯波 護)